明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○行政書士法の一部を改正する法律（六一）　五
○肥料取締法の一部を改正する法律（六二）　六
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（六三）　九
○地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（六四）　三
〔政　令〕
○令和元年十月十一日から同月十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（一七一）　四
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七二）　四
○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七三）　五
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一七四）　五
〔府令・省令〕
○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律第二十四条第一項に規定する事件に関する拿捕に係る担保金の提供等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産・国土交通一）　五
〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七八）　六
○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産四五）　五
〔告　示〕
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第二十二条第一項の区域を告示する件（農林水産一五二四）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　五
裁判所
破産、免責、再生関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

本号で公布された法令のあらまし

◇**行政書士法の一部を改正する法律**（法律第六一号）（総務省）

1　目的の改正

法律の目的に、国民の権利利益の実現に資することを明記することとした。（第一条関係）

2　社員が一人の行政書士法人の設立等の許容

㈠　行政書士法人を社員一人で設立することができることとした。（第一三条の三及び第一三条の八第一項関係）

㈡　行政書士法人の解散事由として、社員の欠亡を追加することとした。（新第一三条の一九第一項第七号関係）

㈢　社員が一人になったことを行政書士法人の解散事由とする規定を削ることとした。（第一三条の一九第二項関係）

㈣　行政書士法人の清算人は、社員の死亡により社員が欠亡し、行政書士法人が解散するに至った場合には、当該社員の相続人の同意を得て、新たに社員を加入させて行政書士法人を継続することができることとした。（新第一三条の一九の二関係）

3　行政書士会による注意勧告に関する規定の新設

行政書士会は、会員がこの法律又はこの法律に基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとした。（新第一七条の二関係）

4　この法律は、公布の日から起算して一年六月を経過した日から施行することとした。

◇**肥料取締法の一部を改正する法律**（法律第六二号）（農林水産省）

1　題名の改正

法律の題名を「肥料の品質の確保等に関する法律」とするものとした。

2　肥料の原料管理制度の導入

㈠　農林水産大臣は、肥料に使用される原料についての規格を定めるものとした。（第三条第一項関係）